

65歳以上の人の介護保険料の減免のお知らせ



問 佐賀中部広域連合 業務課 ☎0952-40-1135 / 高齢・障害者支援課 高齢者支援係 ☎0952-75-6033

次の条件に当てはまる人は、介護保険料が減免される場合があります。

■災害で損害を受けられた人

- ・損害割合が10分の3以上であること
- ・令和6年中の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下であること

■失業（定年退職・自己都合退職は除く）や長期入院などで収入が著しく減少した人

- ・令和7年中の世帯全員の合計所得金額が令和6年中の世帯全員の合計所得金額の10分の3以上減少する見込みであること
- ・令和6年中の世帯の合計所得金額が1,000万円以下であること

■低所得者の人で生活に困窮されている人

次のすべての要件を満たしている人

- ・令和7年度の介護保険料段階が第2段階または第

3段階であること

- ・世帯の令和6年中の年間収入額が100万円以下であること（世帯員がひとり増えるごとに50万円加算）
- ・住民税課税者と生計を共にしていないこと
- ・住民税課税者である親族などに扶養（税・医療）を受けていないこと
- ・世帯全員の預貯金が350万円以下であること（預貯金には、国債、生命保険の返戻金なども含む）
- ・世帯全員が所有する不動産（自己居住用および生計維持のためのものを除く）を活用しても生活に困窮していること

◎申請方法

申請内容によって提出していただく書類が異なるため、事前にお問い合わせください。

お知らせ

**入札・見積りへの
参加を希望される事業者
のみなさんへ**

問 財政課 契約検査係

☎0952-75-2132



令和8年度に多久市が発注する工事などの競争入札および見積りに参加を希望される事業者は、入札参加資格審査申請を行ってください。

申請方法や様式は市のホームページに掲載しています。

※今回の登録有効期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。すでに「令和7・8年度」の登録をしている場合、この申請は必要ありません

■事前登録期間

11月10日(月)～12月12日(金)

■申請受付期間

11月17日(月)～12月19日(金)

■受付方法

原則、オンラインによる受付。ただし対応不可能な場合、郵送による紙での受付も可能です。

■登録区分

- 建設工事
- 測量・設計コンサルタント業務など
- 物品の購入・役務の提供など

